【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年10月30日

【会社名】 株式会社fantasista

【英訳名】 Fantasista Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田野 大地

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5572)7848

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 大森 健史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5572)7848

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 大森 健史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

第9回新株予約権証券 91,800,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払

い込むべき金額の合計額を合算した金額

9,441,800,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び 当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約 権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行第9回新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,700,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	91,800,000円
発行価格	新株予約権1個につき54円(新株予約権の目的である株式1株当 たり0.54円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	2025年11月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社fantasista 管理本部 東京都港区赤坂五丁目3番1号
払込期日	2025年11月25日
割当日	2025年11月25日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 浜松町支店 東京都港区新橋四丁目3番1号

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社 f a n t a s i s t a (以下「当社」といいます。)第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、2025年10月30日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
 - 2.申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で本割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4.申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で本割当契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 5. 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社fantasista 普通株式
	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 . 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 170,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号 及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の 目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものと する。
	2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って 行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新 株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における 調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の 払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
	調整前割当株式数×調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額
	3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額 は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2.本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金 銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金55円とする。 3.行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社 の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能 性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」とい
	う。)をもって行使価額を調整する。 1株当たり 大名
	(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
	株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを 適用する。

本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又 は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行 使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権 の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降こ れを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予 約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場 合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号(2) から までの場合において、基準日が設定され、 効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の 機関の承認を条件としているときには、本号(2) 乃至 にかかわ らず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを 適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認が あった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に 対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付す る。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てる ものとする。

(調整前 - 調整後) × 調整前行使価額により当該 | (行使価額 - 行使価額) × 期間内に交付された株式数 | 調整後行使価額

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行 使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由 に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、 他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	9,441,800,000円 (注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 1.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、
	別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年11月25日から2027年11月24日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	1.新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社fantasista 管理本部 東京都港区赤坂五丁目3番1号 2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 浜松町支店 東京都港区新橋四丁目3番1号
新株予約権の行使の条件	1.本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。2.各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により当該取得日に残存する本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

有価証券届出書(組込方式)

組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条 件号を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式。
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未 満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未 満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本「新株予約権の内容等」の各項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(注) 1.本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。
- 2.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

3.新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 発行諸費用の概算額		差引手取概算額
9,441,800,000円	226,293,000円	9,215,507,000円

- (注) 1.払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額91,800,000円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額9,350,000,000円を加えた額です。
 - 2.発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。

なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用:32,815千円 ・弁護士費用:4,000千円
- ・特別委員会における委員費用:2,000千円・割当予定先予定先等調査費用:1,750千円
- ・新株予約権価格算定費用:2,000千円
- ·有価証券届出書作成等支援業務費用:6,000千円
- ・有限会社マリガンビー(所在地:東京都港区麻布十番一丁目8番1号 EX麻布十番ビル4階 代表者:代表取締役 黒丸 広一)に対する本第三者割当に係る割当予定先との条件交渉、手続管理等の業務委託費 (本第三者割当の調達金額の2%):177,728千円
- 3.本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行 使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額 に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象 事業のリスケジューリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 【手取金の使途】

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社及び連結子会社 8 社(NC MAX WORLD株式会社、株式会社SPACE HOSTEL、株式会社ハンドレッドイヤーズ、株式会社FAIRY FOREST、株式会社NSアセットマネジメント、合同会社 fantasista battery 1 他 2 社)により構成されております。

2025年9月期第3四半期連結累計期間において、当社の主要事業領域である不動産業界では、以下の動向が見られました。

- ・全国の地価(令和7年地価公示)は4年連続で上昇し、特に東京圏、大阪圏での上昇幅拡大傾向継続
- ・日銀のマイナス金利政策解除による金利上昇は不動産投資等への影響を懸念
- ・(住宅関連)建設コスト高や人口減少の影響で新築供給が減少する一方、中古住宅流通は拡大、併せて空き家問題も深刻化
- ・(オフィス関連)コロナ禍からのオフィス回帰が進み、都心部を中心に新規供給増加傾向、空室率低下、賃料上 昇など堅調に推移
- ・(商業施設・ホテル関連)都心部商業施設での人流復活で都心回帰の現象がみられ、宿泊施設もインバウンド客 拡大により更に活況へ

このような状況のもと、当社は、『多様化する世界に驚きと感動を与え続けるためにたゆまぬ努力で挑戦し続ける。』の企業理念に基づき、当社グループの柱であるリアルエステート事業の収益力のさらなる強化と、新たな柱となる事業の育成の取組みを進めております。

以上の結果、2025年9月期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高78億13百万円(前年同期比37.1%増加)、 営業利益23百万円(前年同期比36.2%減少)、経常損失1億88百万円(前年同期経常利益14百万円)、親会社株主に 帰属する四半期純損失2億23百万円(前年同期親会社株主に帰属する四半期純利益9百万円)となりました。 セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高を含んでおりません。

1) リアルエステート事業

リアルエステート事業におきましては、販売用不動産の消化が進み、またインバウンド需要に支えられたホテル事業が堅調に推移したことにより、2025年9月期第3四半期連結累計期間は、売上高75億57百万円(前年度同期比41.0%増加)、営業利益3億98百万円(前年同期比4.9%減少)となりました。

2) ヘルスケア事業

ヘルスケア事業におきましては、同業他社において2024年3月に発覚した紅麹問題の発生以降の業績低迷傾向は続き、そこからの脱却が進まない状況となっています。業績回復のため、新規顧客の掘起しや顧客の定着化のため、新商品開発やマーケティングの梃入等の強化策を推進中であります。

結果、2025年9月期第3四半期連結累計期間は、売上高1億5百万円(前年同期比67.2%減少)、営業利益4百万円(前年同期比93.6%減少)となりました。

3) クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業は、2025年9月期第1四半期連結会計期間において、「系統用蓄電池用地」と「EV (電気自動車)充電器」のそれぞれ第一号売上計上が実現し、系統用蓄電池用地関連販売は今後の積上げが見込めることから、第1四半期連結会計期間より報告セグメントといたしました。2025年9月期第3四半期連結累計期間は、売上高1億49百万円、営業利益51百万円となりました。

4) その他

当社グループは、既存の事業に加え、新たな事業の開拓・育成を行っております。その中で、2025年9月期第1四半期連結会計期間より、上述のとおり「クリーンエネルギー事業」を報告セグメントといたしました。不動産DXビジネス領域における「造成くん.AI」(AIにより不動産開発や造成工事の土量や費用の概算見積書を簡単に高速で作成できるアプリ)もその進展次第で報告セグメント化していく方針であります。なお、2024年6月30日付取締役会において事業廃止を決議した「不動産コンサルティング事業」は、2025年9月期第1四半期連結会計期間より事業の報告セグメントを廃し、「その他」に含めて表示しております

当社グループは、今後の持続的成長に向けて以下の事項を対処すべき課題として認識し、取り組んでおります。

事業ポートフォリオの強化

リアルエステート事業においては、販売用不動産の仕入れと販売の時期により、収益が不安定になるとともに、案件の大型化に伴いグループ全体への影響が大きくなることが課題と認識しております。リアルエステート事業を当社グループ経営の基盤としつつ、リアルエステート事業で培った強みを成長分野(系統用蓄電池事業、EV充電器事業、不動産DX/AIアプリケーション事業)に応用し、新たな事業基盤を確立することで経営の多角化を図り、グループ経営の最適化と安定化を目指します。

ヘルスケア事業においては、5 - A L A サプリメント(5 - アミノレブリン酸)販売のマーケティング強化による、新規顧客の獲得及び既存顧客の定着化を図り、紅麹問題からの完全脱却・成長軌道への回帰を目指してまいります。

新規事業においては、クリーンエネルギービジネス領域の「系統用蓄電池事業」や不動産DXビジネス領域の「造成くん.AI」の早期の収益化が課題と認識しております。今後は、新規事業における追加投資及び人員強化に伴う積極的な先行投資を行い、足元から数年先を見据えた収益基盤の構築を目指してまいります。

人材の確保と育成

当社グループを成長させていく上では、人材の確保と育成が常に重要な課題であると認識しております。 課題の解決に向けて、職場環境の整備や働き甲斐のある制度設計等を整えることに注力してまいります。また、採用や教育においては、従業員の特性を引き出し、やりがいを見出す職場づくりを目指してまいります。

事業規模の拡大

当社グループは、社会に貢献する企業体を創造するために、事業規模の拡大を必要な課題として認識しております。単なる規模の拡大にとどまらず、より付加価値の高い不動産・サービス・商品を社会に提供していく企業を目指してまいります。

現状の当社グループは2025年9月期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高78億13百万円(前年同期比37.1%増加)、営業利益23百万円(前年同期比36.2%減少)と売上高は前年同期比対比で増加しておりますが、営業利益は減少しております。これは主力のリアルエステート事業において、昨年度は粗利益率が非常に高い大型物件の売上計上があったのに対し、今年度は小規模の物件や仲介手数料の売上件数増で増収とはなりましたが、利益面では、当初は売上総利益率を高める見込みだった大型不動産物件について、相対(個別交渉)で進めていた売上契約の締結が予定より遅れました。その結果、売上計上の時期が後ろ倒しとなり、売上総利益が当初計画より減少しました。

このような業績の不安定な状況に陥ることはリアルエステート事業の特性ともいえ、当社側で売上を予定する物件の顧客との交渉が想定通り進まず利益率が低下するリスクを当社は常に抱えている状況といえます。 よって当社グループは、この業績面の安定性の欠如からの脱却が最大の経営課題と認識しています。

当社グループの主力事業はNC MAX WORLD株式会社が主導するリアルエステート事業でありますが、このリアルエステート事業の単一セグメントに大きく依存する当社グループの収益体質は、我が国の景気や不動産市況にも大きく左右されることとなります。よってこの単一事業へ大きく依存するリスクを軽減するための取組みとして、事業ポートフォリオの転換・全社的な構造改革を継続的に進める必要性から、以下のように「第2の収益の柱(新規事業)の創造及び育成」のためのトライアルを進めてまいりました。

各種トライアルの内容及び状況は以下のとおりです。

a. クリーンエネルギー事業(系統用蓄電所の運営事業)

脱炭素社会の実現と再生可能エネルギー普及に資する新たな成長領域として、系統用蓄電池事業を本格展開しています。2023年12月には子会社「合同会社fantasista battery 1」を設立し、群馬県に定格出力2MW・容量8MWhの「群馬蓄電所」を着工、2025年8月1日に初号機「群馬太田蓄電所」(8.14MWh)が稼働開始しました。同蓄電所はエネルギーマネジメント事業者E-Flowと運用委託契約を結び、安定的な需給調整と収益化を図ります。さらに同社は関東・北陸・関西エリアを中心に複数県で蓄電所用地を確保し、2025年6月末時点で12カ所・97.68MWhについて、事業性および収益性の観点を見極めながら追加の取得を予定しております。第一号案件の運転実績を踏まえ、今後は特別高圧クラスの大型蓄電所開発にも拡大し、エネルギーインフラ事業を成長の柱と位置づけています。このように合同会社fantasista battery 1により開始した系統蓄電池事業の設備(プラント)設置が完了し、プロトタイプの位置づけで運営事業を開始しました。運転や不具合対応の実績をもとに、知見やノウハウの蓄積できるステージに突入。既に取得している用地を活用して複数拠点化による収益事業化を期待しています。

< 主な適時開示の状況 >

- ・2023年12月21日、「新たな事業(系統用蓄電池事業)の開始に関するお知らせ」
- ・2024年9月20日、「(経過開示)系統用蓄電池事業「群馬太田蓄電所」における工事請負契約の締結及び 事業開始のスケジュール変更に関するお知らせ」
- ・2024年12月10日、「(経過開示)系統用蓄電池事業「群馬太田蓄電所」における工事着工のお知らせ」
- ・2025年5月2日、「(経過開示)系統用蓄電池事業「群馬太田蓄電所」全ての機器類の搬入及び備え付け 作業完了のお知らせ」
- ・2025年6月30日、「(経過開示)系統用蓄電池事業「fantasista gunma PSS (群馬太田蓄電所)」E-Flow合同会社と運用委託契約書締結のお知らせ」

b. リアルエステート事業(ホテル事業)

ホテル事業は、当社の既存のセグメント区分においてはリアルエステート事業に含めて表示しております。

リアルエステート事業の一環として、JRの高架下を利用して当社完全子会社である株式会社SPACE HOSTELにてホテル事業『UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARA』を2019年12月に開業しました。これはJR東日本グループが高架下の「SEEKBASE AKI-OKA MANUFACTURE」エリアを開発するプロジェクトの一部であり、JR東日本都市開発による施設整備により実現したものです。ホテルは"アーバンロハス"をコンセプトとし、秋葉原駅から徒歩3~4分の好立地を活かし、訪日外国人や近隣ワーカーを主なターゲットに、リーズナブルで居心地のよい滞在を提供しています。部屋はダブルから最大7名まで対応可能なファミリールームまで29室を用意し、カフェ&バーも併設しており、宿泊客のみならず一般客の利用も可能です

このように秋葉原においてを開業した同拠点は、近年のインバウンド需要を取り込み業績好調により営業利益において黒字化いたしました。運営実績により得た知見・ノウハウをホテルのM&Aや民泊拠点獲得に活用し、今後複数拠点展開方針です。

本第三者割当は、これまで行ってきた上記各種トライアルを通じて獲得した各種知見(運営ノウハウ等含む)の蓄積をもとに、第2、第3の収益の柱となる事業候補を選別し、そこに資金を充当することにより、当社グループの将来にわたっての安定的な収益源としてさらに大きく育てることを目論むものであります。

このように、当社は、上記対処すべき課題のうち、特に 事業ポートフォリオの強化、及び 事業規模の 拡大のさらなる推進を図るべく新たな事業投資を行うことを想定しておりますが、持続的かつ強固な収益体質を構築していくためには、当社既存主力事業であるリアルエステート事業のための販売用不動産の仕入調達が必要であり、これらに係る調達資金を定常的に必要としております。なお、当社グループは2025年9月期第3四半期においても現預金残高1,404百万円を保有しておりますが、このうち1,310百万円はNC MAX WORLD株式会社においてリアルエステート事業の土地等の仕入決済用資金の手元残高であり、優良な物件を発掘した際に機会ロスが生じることなくタイムリーに取得できるよう継続的に一定残高(10億円以上20億円を目途に)を確保するものであります。

本件資金調達は、この販売用不動産の仕入決済用資金残高とは区分して、今般新たに投資する新規事業に関して事業収益安定化まで時間を要することも踏まえ、リアルエステート事業以外の運転資金を確保したいと考えております。

当社としても積極的に企業価値及び株主価値の向上を目指し、収益構造の改革及び事業領域の拡大を推進すると共に、長期間において成長し続けるために必要な事業基盤の整備を進めており、「(2) 手取金の具体的な使途」に記載の事業資金並びに運転資金を必要としております。

なかでもこのたび「(2) 手取金の具体的な使途」に記載のとおり、暗号資産の取得を予定しております。 当社は、新規事業領域への展開として仮想通貨事業への展開を想定しています。中長期的に資産価値の成長 が期待でき、新規事業やデジタル資産領域への理解・参入促進が可能であり、当社の資産運用力・先進性の アピールにつながるものと考えております。

当社は、成長が著しいデジタル資産市場への理解を深め、将来的な事業機会を探る一環として仮想通貨への投資を行います。仮想通貨は新しい資産クラスとして注目されており、市場の拡大が期待される分野であります。投資対象は慎重に選定し、信頼性の高い取引所や管理体制を通じて安全性を確保することを予定しており、ビットコイン、イーサリアム、USDC、UPCへの投資を予定しています。

今回、資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必要不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、運転資金の確保とともに事業資金の充実だけではなく財務状況の安定化が見込まれ収益性の改善が実現できるものと考えております。

このように当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、収益構造の改革及び事業領域の拡大並びに財務状況の安定化といった目的を達成するために、本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

(2) 手取金の具体的な使途

本第三者割当による本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社及び子会社における事業資金(蓄電池 事業への追加投資)	3,000	2025年11月~2027年11月
当社及び子会社における事業資金(ホテル 事業への追加投資)	1,500	2025年11月~2027年11月
当社における暗号資産の取得資金	4,215	2025年11月~2027年11月
当社及び子会社における運転資金	500	2025年11月~2027年11月
合計	92,125	

- (注) 1.上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
 - 2.上記の資金使途の優先度は()となります。
 - 3.株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

当社及び子会社における事業資金(蓄電池事業への追加投資)

当社グループは、リアルエステート事業への依存体質からの脱却のため、「第2の収益の柱(新規事業)の 創造及び育成」に取り組んでまいりました。この取組みを通じて、第2の収益の柱へと育成可能と見込む事 業候補として「蓄電池事業」を選択し、さらなる事業育成のための投資を行うことといたします。

蓄電池事業については、グループ連結子会社(NC MAX WORLD株式会社)を運営主体としています。当社において既に取得している蓄電地用地(土地)を活用して、プロジェクト毎にNC MAX WORLD株式会社の子会社として合同会社を設立し、各合同会社が蓄電所の運営を担う役割することになっております。 1 号案件として、既に合同会社fantasista battery 1 が系統用蓄電池事業として「fantasista gunma PSS/群馬太田蓄電所」)を運営開始しておりますが、群馬太田蓄電所と同規模(600百万円)の蓄電設備を、次の二年間で計5件の蓄電所を設立することを想定し、合計3,000百万円の追加投資を蓄電池事業に投資する予定です。投資資金の流れとしては、当社またはNC MAX WORLD株式会社から合同会社に直接投資する資金フローとなります。本新株予約権の行使による調達額のうち合計3,000百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社及び子会社における事業資金(ホテル事業への追加投資)

当社グループは、リアルエステート事業への依存体質からの脱却のため、「第2の収益の柱(新規事業)の 創造及び育成」に取り組んでまいりました。この取組みを通じて、第2の収益の柱に育ちそうな事業候補と して「ホテル事業」を選択し、さらなる事業育成のための投資を行うことと致します。

ホテル事業は、連結子会社(株式会社SPACE HOSTEL)が運営主体としています。現在、秋葉原のJR線高架下にて運営する『UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARA』で蓄えた経験とノウハウを核に複数の事業所展開を行う予定であります。『UNDER RAILWAY HOTEL AKIHABARA』と同規模ホテル1件と具体化されつつある高架下シリーズの大型ホテル1件への新規投資やホテル事業のM&A案件の1件を想定しております。当社子会社(株式会社SPACE HOSTEL)におけるホテル事業(M&A含む)に合計1,500百万円の追加投資を当社または株式会社SPACE HOSTELから本新株予約権の行使による調達額のうち合計1,500百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社における暗号資産の取得資金

当社は、現在のビットコインをはじめとする暗号資産を米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産する世界の潮流は不可逆的であり、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあると考えております。近未来においてデジタル資産を効果的に扱えない企業は淘汰される時代を見据えて、財務資産(資産ポートフォリオの一部、インフレヘッジ・資産保全等)としての保有を、検討しております。

並行して、制度・税制の変化に柔軟に対応し、以下の通りのリスク管理を徹底する体制を検討・整備することを重視し、透明性の高い運用を心がけ、定期的に投資状況を開示することで株主の皆さまに安心してご理解いただける体制を整えてまいります。

[想定リスク]

- (1) 価格変動リスク (2) 法規制リスク (3) セキュリティリスク (4) 会計・税務リスク
- (5) 投資家・ステーキホルダーとの関係悪化リスク

[リスク管理方法]

- (1) リスク許容度に応じた保有戦略 (2) 内部統制・ガバナンス体制の整備および強化
- (3) 監査法人・税理士・暗号資産の専門家アドバイザーとの事前協議、合意形成
- (4) 情報開示体制の強化 (5) 法令順守と登録業者との取引

これにより、当社はデジタル資産領域での知見を蓄積し、中長期的な株主価値向上を目指してまいります。

当社として、選択と集中方針に基づき、当社のROE率3倍を達成させることを目標としております。そこで、本第三者割当で仮に暗号資産をある程度の規模で購入し、レンディング利率を当社運用基準の最下限レートとしている3%の運用益でも、当社の経営目標を3年以内で達成できる調達規模をシミュレーションしたところ、42億円となりました。そのため、本新株予約権の行使による調達額のうち合計4,215百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

現時点で当社が購入を検討している暗号資産の種類およびその理由は、以下のとおりです。

・ビットコイン(BTC)

世界初の暗号資産であり、知名度・時価総額ともに最も高い通貨です。

当社としては、その高い流動性に着目しています。

·イーサリウム(ETH)

BTCと比較しても、ETHは実需通貨としての側面を持ち、スマートコントラクトを活用した決済通貨としての機能が発展しています。

こうした技術的進化やサービスへの実装の拡大を踏まえ、今後の普及および価値上昇の可能性に 着目しています。

·USDC

米ドルに連動するステーブルコインであり、他の暗号資産にはない安定性と高い流動性に注目しています。

・ユニバーサルペイコイン(UPC)

将来性に着目しています。ETHと比較しても、基盤となる「UPCX」ブロックチェーンは高い処理能力 や低い手数料、プル型決済およびネームドアカウントへの対応など、優れた特徴を有しています。 今後、UPCの社会実装が進むことで、決済機能通貨としての価値向上が期待されます。

当社及び子会社 (NC MAX WORLD株式会社と株式会社SPACE HOSTEL)における運転資金

当社におけるこれまで当社事業の中心であった沖縄不動産投資の回収が一巡する一方で、将来収益源となる事業の開拓及び育成へ追加投資の方針を受け、新規および既存事業への追加投資による収益化までの間、新たな増加経費負担を吸収しかつグループ統括管理機能(ホールディングス)を維持する資金が必要となります。また子会社(NC MAX WORLD株式会社と株式会社SPACE HOSTEL)においても、増加する蓄電所施設およびホテル施設に応じた経費増加分の資金負担も必要となっております。当該支払は2025年11月~2026年11月に行われることを想定しており、本新株予約権の行使による調達額のうち合計500百万円(内訳は以下のとおり)を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

当社

EDINET提出書類 株式会社 f a n t a s i s t a (E00263) 有価証券届出書(組込方式)

- (1) 人件費14百万円×107%(増加分、昇給など含む)×12月 = 180百万円
- (2) その他経費22百万円×103%(インフレ率)×12月=272百万円 子会社/NC MAX WORLD株式会社と株式会社SPACE HOSTEL他
- (3) 人件費他 4 百万円 x 12月 = 48百万円

インフレ率はIMF統計データ、賃上げ率は東京商工リサーチの数値を引用しております。 人件費およびその他経費に関しては、月次実績数値を根拠にしました。

しかしながら、本新株予約権による調達予定額は、新株予約権の行使によるものであるため、発行後即時 に獲得できるものではありません。

新株予約権の行使状況を見つつ、順次調達完了する金額をベースに、上記 ~ に係る施策実行を検討してまいります。なお、行使状況により、各施策の実行が難しいと判断した場合には、一時的に当社の手元資金を活用しながら、資金調達計画の見直しを行う可能性があります。資金調達計画を見直すことを決定した場合には、速やかに開示いたします。

なお、本件調達資金につきましては、実際の支出が発生するまでの間、通常の運転資金とは区分し、専用の口座にて分別管理を行う予定です。

また、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

(2021年12月7日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況)

当社が、2021年12月7日付の当社の取締役会にて決議した第三者割当により発行された新株式及び第6回新株予約権の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

なお、2022年4月28日付適時開示「(訂正)「第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行に係る調達資金の使途変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」及び2023年9月28日付適時開示「(再変更)第三者割当による第6回新株予約権の発行により調達する資金使途に係る支出予定時期の再変更に関するお知らせ」及び2024年1月15日付適時開示「第三者割当による第6回新株予約権の発行により調達した資金使途の変更・訂正に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、新株式及び第6回新株予約権の資金使途については当初資金使途の変更をしております。

当社は、2021年12月7日付、「第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて、資金需要に迅速に対応し、また財務体質を強化することを目的に、本新株予約権による資金調達を実施することを公表いたしておりました。また、2022年4月28日付「(訂正)「第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行に係る調達資金の使途変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」及び2023年9月28日付、「(再変更)第三者割当による第6回新株予約権の発行により調達する資金使途に係る支出予定時期の再変更に関するお知らせ」にて、本新株予約権により調達する予定の資金(3,431百万円)の具体的な使途として、不動産取得資金(金額:2,431百万円、支出予定時期2022年1月~2024年1月)及び沖縄県不動産物件(金額:1,000百万円、支出予定時期:2022年4月~2023年9月)の取得を公表しておりました。

第6回新株予約権の発行及び予約権の行使によって調達した資金498百万円につきましては、全て不動産取得資金(沖縄物件の取得)に充当いたしました。なお、これまでの第6回新株予約権の発行により調達した資金の使途変更に関する開示につきまして、充当済み金額の表記において、一部手元資金の充当額を含んだものであったため、新株予約権の発行により調達した資金の充当額のみに訂正いたしました。また、第6回新株予約権は、2024年1月12日に行使期限を迎えたため、未行使分の第6回新株予約権につきましては全て消滅しております

< 新株式及び第6回新株予約権の資金充当状況> 新株式

払込期日	2022年 1 月14日
調達資金の額	4,050,000,000円
発行価額	1株につき45円
募集時における発行済株式数	65,992,851株
当該募集による発行株式数	90,000,000株
募集後における発行済株式数	155,992,851株
割当先	アクセスアジア株式会社 50,000,000株 株式会社エム・クレド 40,000,000株
当初の資金使途	子会社取得に係る株式追加取得資金(NC社):2,000百万円 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金(NSグループ):500百万円 借入金返済資金:504百万円 不動産取得資金(沖縄県4物件):1,046百万円 当初、資金需要に迅速に対応し、また財務体質を強化することを目的 に、本新株式の発行及び本新株予約権による資金調達を実施することと していたところ、本新株予約権の行使状況について、行使予定日までに 本新株予約権の行使による資金が不足する見通しであることから、2022 年2月28日開催の取締役会において当該資金使途および支出予定時期の 変更決議を行いました。
	本新株式により調達した資金(4,050百万円)の具体的な使途として、本新株式の資金使途であった「調達する資金の具体的な使途における」 不動産取得資金(沖縄県4物件)(金額:1,046百万円、支出予定時期:2022年1月~2022年4月)の一部を、 東京都内マンション用地取得資金(取得金額:700百万円、支出予定時期:2022年2月)に充当し、 子会社である株式会社ハンドレッドイヤーズに対するヘルスケア事業における商品仕入資金(仕入金額:300百万円、支出予定時期2022年2月)の貸付に充当いたします。 また、2022年5月27日付「(再変更)第三者割当による第6回新株予約権の発行に係る調達資金の支出予定時期の再変更に関するお知らせ」のとおり、 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金(NSグループ)(金額:500百万円、支出予定時期:2022年1月)につきまして、予定しておりました支出予定時期について、支払い条件の検証に時間を要するため、
支出予定時期	2022年 5 月から2022年 9 月に変更いたしました。2022年 2 月2022年 1 月2022年 1 月2022年 1 月 ~ 2022年 4 月
現時点における充当状況	〈変更後充当予定額〉 子会社取得に係る株式追加取得資金(NC社):2,000百万円(支出予定時期:2022年2月) 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金(NSグループ):500百万円(支出予定時期:2022年9月) 借入金返済資金:504百万円(支出予定時期:2022年1月) 不動産取得資金(沖縄県4物件):46百万円(支出予定時期:2022年1月) イマ2022年4月) 東京都内マンション用地:700百万円(支出予定時期:2022年2月) 子会社ハンドレッドイヤーズへの仕入資金(5-ALA関連製品)貸付:300百万円(支出予定時期:2022年2月)
	〈現時点における充当状況〉 変更後の充当予定額に全額充当済みです。 子会社取得に係る株式追加取得資金(NC社):2,000百万円 事業譲受及び子会社取得に係る追加資金(NSグループ):500百万円 借入金返済資金:504百万円 不動産取得資金(沖縄県4物件):46百万円 東京都内マンション用地:700百万円 子会社ハンドレッドイヤーズへの仕入資金(5-ALA関連製品)貸付:300百万円

第6回新株予約権

払込期日	2022年 1 月14日
発行新株予約権数	600,000個
発行価額	91,800,000円
発行時における調達予定資金の 額	3,431,000,000円(差引手取概算額)
割当先	アクセスアジア株式会社 475,000個 株式会社エム・クレド 125,000個
募集時における発行済株式数	65,992,851株
当該募集による潜在株式数	60,000,000株
現時点における行使状況	8,600,000株
現時点における調達した資金の額	498,800,000円
発行時における当初の資金使途 及び支出予定時期	不動産取得資金:3,431百万円 当初、資金需要に迅速に対応し、また財務体質を強化することを目的に、本新株式の発行及び本新株予約権による資金調達を実施することとしていたところ、本新株予約権の行使状況について、行使予定日までに本新株予約権の行使による資金が不足する見通しであることから、2022年2月28日開催の取締役会において当該資金使途および支出予定時期の変更決議を行いました。第6回新株予約権の資金使途であった「調達する資金の具体的な使途における」 不動産取得資金((金額:3,431百万円、支出予定時期:2022年1月~2024年1月)を 不動産取得資金(取得金額:2,408百万円、支出予定時期:2022年1月~2024年1月)及び、 不動産取得資金(沖縄4物件)(仕入金額:1,023百万円、支出予定時期2022年3月~2022年4月)に変更致しました。
支出予定時期	2022年1月~2024年1月
現時点における充当状況	<変更後充当予定額 >

< 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由>

当社は、運転資金、事業資金のための資金調達が必要であると判断する一方で、株主の皆様に配慮し、即時に株式の希薄化を生じさせることはなるべく避けるべきであるとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討いたしました。

資金調達方法の検討に際しては、 金融機関からの借入や第三者割当を含む普通社債の発行については、機 動的な資金調達ではあるものの、当社の財務基盤において金融機関等より長期に渡り安定的に本資金調達と同 等規模の資金を獲得するには困難な面があり、 公募増資については、財務基盤の強化が図れ、必要資金を一 括で調達することが可能であり、また市場価格に基づく公正な価格形成が期待できる点で透明性が高い資金調 達手法である一方、不特定多数の投資家を対象とするため手続きに時間を要し、主幹事証券の引受を得ること や、公募条件の整備には相応の時間とコストを要する見込みであり、また即時に大きな希薄化を招くため、既 存株主の皆様にとって望ましくない側面があること、 第三者割当による増資(新株発行)については、特定の 引受先との間で機動的かつ柔軟な資金調達が可能である一方、必要資金の全額を即時に希薄化させる手法であ るため、既存株主への影響が相対的に大きくなること、 転換社債型新株予約権付社債の発行については、機 動的な資金調達が図れ、即時希薄化が伴わず、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当 社の債務が減少し、財務基盤の強化が図れるメリットがあるものの、株価の下落時においては、転換価額固定 型の場合は、転換が進まず当社の債務として財務基盤を棄損する可能性があり、一方、転換価額修正条項付の 場合には、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されること、 新株予約権の発行につ いては、即時の希薄化の懸念は防げるものの、株価の下落時においては、行使価額固定型の場合は、行使が進 まず必要に応じた機動的な資金調達が図れないこと、一方、行使価額修正条項付の場合には、調達額が予定額 を下回る可能性があること等、資金調達方法として考えられる各手法のメリット・デメリットを検証いたしま した。

各手法の検証、当社の財務状況及び既存株主様への影響も踏まえて検討した結果、第一に、新株予約権の発行であれば、複数回による段階的な行使が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられることから、本新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。第二に、新株予約権には「行使されない可能性がある」という資金調達上の不確実性が伴いますが、現時点においても当社は一定の手元流動性を確保しており、調達資金や事業資金等の支出が段階的かつ一定の余裕をもって計画されていることから、一括での資金調達を要する状況にはありません。また、当社グループにおける運転資金需要については本新株予約権の発行による調達により一定期間充足することが可能であると見込んでおります。

こうした中、引受先候補との調整の中で、新株予約権であれば引受先の資金計画に配慮が可能であることから、安定的な引受が見込めると判断いたしました。第三に、当社にとっては、新株予約権の行使による資金流入にあわせて事業の拡大を段階的に進めやすく、資金の効率的な活用にも資するものと考えております。以上の観点により、運転資金及び事業資金を、新株予約権の発行による第三者割当により調達することといたしました。行使価額についても、行使価額修正条項付の場合では、株価の下落圧力が生じる可能性があり、既存株主の利益を棄損する可能性があることから既存株主様への影響を考慮し、行使価額固定型にて発行することといたしました。

(本新株予約権の特長)

株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、即時希薄化が伴わず、潜在株式数が170,000,000株と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

当社株式の流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数170,000,000株は、当社発行済株式総数170,042,851株(2025年6月末時点)の99.97%であり、割当予定先が本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、当社株式の流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

当社は、他の有利な資金調達方法が確保される場合等には、取締役会決議により発行価額と同額で本新株予約権の取得を行うことが可能となっており、資金調達に対する柔軟な選択権を有しております。

(本新株予約権の留意事項)

本新株予約権の行使が行われることにより、170,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

本新株予約権は、株価の下落局面では、行使が進まず、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

当社株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

当社といたしましては、本新株予約権の発行及び第三者割当を実施し時機を捉えた資金の獲得により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させること及び自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

COSMO PRIME PTE. LTD.

	名称	COSMO PRIME PTE. LTD.
	所在地	10 ANSON ROAD, #09-01, INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903
	代表者の役職・氏名	Director BIVEK ALE Director KITAHAMA YUMI
a . 割当予定先の 概要	国内の主たる事務所の責任 者の氏名及び連絡先	氏名:BIVEK ALE 住所:神奈川県大和市
	事業の内容	経営コンサルティングサービス その他のITおよびコンピュータサービス
	資本金	10,000シンガポールドル
	主たる出資者及びその出資 比率	ORTUS GLOBAL MANAGEMENT LIMITED 100%
	出資関係	該当事項はありません。
b.提出者と割当 予定先との間 の関係(注)	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月7日 現在におけるものです。

Maximus合同会社

	名称	Maximus合同会社		
	所在地	大阪市中央区高麗橋一丁目7番7号-2511		
	代表者の役職・氏名	代表社員 山下 卓宏		
a . 割当予定先の 概要	資本金	100万円		
	事業の内容	企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及び M&A支援事業等		
	資本金	100万円		
	主たる出資者及びその出資 比率	山下 卓宏 100%		
出資関係		該当事項はありません。		
b.提出者と割当 予定先との間 の関係(注)	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月 7 日 現在におけるものです。

布山 高士

	氏名	布山 高士
a . 割当予定先の 概要	住所	東京都品川区
	職業の内容	会社役員
b.提出者と割当 予定先との間 の関係	出資関係	当社株式500,000株(発行済株式数の0.29%)を所有しており ます。(2025年9月末時点)
	人事関係	当社子会社であるNC MAX WORLD株式会社の代表取締役、NC MAX WORLD株式会社の子会社である合同会社 f a n t a s i s t a b a t t e r y 1の代表社員を兼務しています。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社子会社であるNC MAX WORLD株式会社から計550,000,000 円の借入があります。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月30日 現在におけるものです。

c . 割当予定先の選定理由

当社は本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、新たな事業資金の確保を可能な限り早期に実施すべく、模索を続けてまいりました。本資金調達に際し、当社は割当先と個別に協議を行っており、割当先はそれぞれ独立した投資判断に基づき本資金調達への参加を決定しております。なお、当社子会社であるNC MAX WORLD株式会社の代表取締役、NC MAX WORLD株式会社の子会社である合同会社fantasistabatery1の代表社員を兼務する布山高士氏を除きそれぞれの割当先と他の割当先の間には資本関係、人的関係、取引関係を含み一切の関係はなく、相互に関連当事者には該当しない旨を各社より口頭にて確認しております。

各割当予定先を選定に関する経緯及び理由については以下のとおりです。

COSMO PRIME PTE. LTD.

COSMO PRIME PTE. LTD. (所在地: 10 ANSON ROAD, #09-01, INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903 代表者: Director BIVEK ALE及びKITAHAMA YUMI)(以下、「COSMO PRIME 」といいます。)は、COSMO PRIMEは、経営コンサルティングサービス及びITおよびコンピュータサービスを行っているシンガポールの法人企業です。

COSMO PRIMEは、日本国内における上場会社への投資に継続して関心を示しており、幅広く検討していたことから、当社の不動産事業における取り組みに関心をもっているとのことでした。

当社は2024年1月頃に当社の財務状況から第三者割当を検討しておりましたが、その際に割当先を検討している旨を2021年12月に実施した前回の第三者割当増資の引受先の1社である株式会社エム・クレド(所在地:東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表者:代表取締役 笠間 努)(以下、「エム・クレド」といいます。)の代表取締役である笠間努氏に相談した際に、エム・クレドの代表取締役である笠間努氏より日本国内において投資業を運営する有限会社マリガンビー(以下「マリガンビー」といいます。)の代表取締役である黒丸氏を紹介いただきました。

2024年1月頃に開始した第三者割当の検討は中止となりましたが、このたびの資金需要のため本第三者割当の検討のため、改めて当社代表取締役の田野大地よりマリガンビーの代表取締役である黒丸氏に2025年7月上旬に相談し、その直後にマリガンビーの代表取締役である黒丸氏が自身の人脈を利用し、複数の候補先に打診したところ、COSMO PRIMEのDirector BIVEK ALE氏が興味を示したので、2025年7月中旬に当社代表取締役の田野大地に対し、本第三者割当の引受先としてCOSMO PRIMEのDirector BIVEK ALE氏の紹介を受けました。

その後、2025年7月下旬に当社の資金需要から資金調達計画の検討を始めるにあたり、当社代表取締役の田野大地よりマリガンビーの代表取締役である黒丸氏を通じCOSMO PRIMEのDirector BIVEK ALE氏に相談したところ、前向きに検討すると回答がありました。

有価証券届出書(組込方式)

そこで2025年8月上旬に改めてCOSMO PRIMEのDirector BIVEK ALE氏に対して、当社代表取締役の田野大地より当社の今後の経営方針、資金ニーズを説明したところ、新株予約権の引受であれば、問題ないとのことで2025年8月中旬に賛同を得て、新株予約権による第三者割当の方式にて本第三者割当の引受に応じて頂けることになりました。

今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社は割当予定先として適切であり、当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社の資金需要と取引手法が合致すると判断され、本第三者割当の割当先として選定いたしました。

Maximus合同会社

Maximus合同会社(所在地:大阪市中央区高麗橋1-7-7-2511 代表社員:山下卓宏)(以下、「Maximus」といいます。)は、企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&A支援事業を行っている法人企業です。Maximusは、日本国内における上場会社への投資に継続して関心を示しており、幅広く検討していたことから、当社の不動産事業における取り組みに関心をもっているとのことでした。

上述の通り紹介を受けた、マリガンビーの代表取締役である黒丸氏に当社代表取締役の田野大地より2025年7月上旬に第三者割当の引受先について相談し、その直後にマリガンビーの代表取締役である黒丸氏が自身の人脈を利用し、複数の候補先に打診したところ、Maximusの山下卓宏氏が興味を示したので、2025年7月中旬に当社代表取締役の田野大地に対し、本第三者割当の引受先としてMaximusの代表社員である山下卓宏氏の紹介を受けております。

2025年7月下旬に当社の資金需要から資金調達計画の検討を始めるにあたり、当社代表取締役の田野大地よりマリガンビーの代表取締役である黒丸氏を通じMaximusの代表社員である山下卓宏氏に相談したところ、前向きに検討すると回答がありました。

そこで2025年8月上旬に改めてMaximusの代表社員である山下卓宏氏に対して、当社代表取締役の田野大地より当社の今後の経営方針、資金ニーズを説明したところ、新株予約権の引受であれば、問題ないとのことで2025年8月中旬に賛同を得て、新株予約権による第三者割当の方式にて本第三者割当の引受に応じて頂けることになりました。

今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社は割当予定先として適切であり、当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社の資金需要と取引手法が合致すると判断され、本第三者割当の割当先として選定いたしました。

布山 高士

布山高士(以下、「布山氏」といいます。)は、当社連結子会社であるNC MAX WORLD株式会社の代表取締役です。

そこで2024年1月頃に当社の財務状況から増資の検討を始めるにあたり、長期保有を目的とした安定株主対策に最適な人物であることから、その都度布山氏に相談してきたところ、2025年8月下旬に賛同を得て、第三者割当による新株予約権の発行の引受に個人として応じていただけることになりました。

今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、長期保有を目的としていることから、同氏を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

d.割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数		
COSMO PRIME PTE. LTD.	新株予約権 1,100,000個 (その目的となる株式 110,000,000株)		
Maximus合同会社	新株予約権 500,000個 (その目的となる株式 50,000,000株)		
布山高士	新株予約権 100,000個 (その目的となる株式 10,000,000株)		

e . 株券等の保有方針

COSMO PRIME PTE. LTD.

本第三者割当により交付を受けることとなる本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式の保有方針は、純投資を目的としております。また長期間保有する目的ではなく、市場動向を勘案し場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、COSMO PRIMEのDirectorであるBIVEK ALE氏より、当社代表取締役の田野大地が口頭で確認しております。

Maximus合同会社

本第三者割当により交付を受けることとなる本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式の保有方針は、純投資を目的としております。また長期間保有する目的ではなく、市場動向を勘案し場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、Maximusの代表社員である山下卓宏氏より、当社代表取締役の田野大地が口頭で確認しております。

布山高士

本第三者割当により交付を受けることとなる本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式の保有方針は、長期保有を目的としております。布山高士は当社完全子会社であるNC MAX WORLD株式会社の代表取締役であり、以上の方針については、布山氏より当社代表取締役の田野大地が口頭で確認しております。

f.払込みに要する資金等の状況

COSMO PRIME PTE. LTD.

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年10月3日付)及びCOSMO PRIMEとビジネスパートナーの関係であるCJEF Capital Partners Pte Ltd(所在地:10 ANSON ROAD, #10-11, INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903、代表者:DIRECTOR MARIA ISABELLA)の証券口座の写しと金銭消費貸借契約(2025年10月2日付)(貸付額:USD12,000,000、金利:年利2.3%、弁済期限:2026年10月6日、担保:無し)を取得し、COSMO PRIMEは現金残高を有していないため、本第三者割当の引受に係る払込みについてその全額を当該金銭消費貸借契約及び覚書に基づく資金によって払込を行うことを確認し、本新株予約権の発行価額を上回る金額を確保する予定であることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料及びDirectorであるBIVEK ALE氏より、口頭で当社代表取締役の田野大地が本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を確保する予定であることを確認しております。

しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をDirectorであるBIVEK ALE氏より、当社代表取締役の田野大地が口頭にて確認しております

Maximus合同会社

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年10月2日付)及びMaximusとビジネスパートナーの関係である北側雅勝氏との金銭消費貸借契約(2025年10月1日付)(貸付額:6億円、金利:年利1.0%、弁済期限:2027年9月30日、担保:無し)を取得し、Maximusは現金残高を有していないため、本第三者割当の引受に係る払込みについてその全額を当該金銭消費貸借契約及び覚書に基づく資金によって払込を行うことを確認し、本新株予約権の発行価額を上回る金額を確保する予定であることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料及びMaximusの代表社員である山下卓宏氏より、口頭で当社代表取締役の田野大地が本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を確保する予定であることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの 資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新 株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であ ることの説明をMaximusの代表社員である山下卓宏氏より、当社代表取締役の田野大地が口頭にて確認しており ます。

布山 高士

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする証券口座の残高証明書(2025年 10月8日付)を取得し、割当予定先が同日付の証券・金銭残高で本新株予約権の発行価額及び行使価額を上回る

EDINET提出書類

株式会社fantasista(E00263)

有価証券届出書(組込方式)

金額が確保されていること、本新株予約権の行使価額については、証券口座の残高証明書に記載の金銭残高では不足するものの、割当予定先が保有する日本株式を市場売却することにより、確保する予定であること、当該資金が自己資金である当該日本株式が自己所有であることを布山高士氏より、当社代表取締役の田野大地が確認しております。

g . 割当予定先の実態

COSMO PRIME PTE. LTD.

当社は、割当予定先であるCOSMO PRIME、割当予定先の役員及び株主(以下、「割当予定先等」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地:東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役:小板橋 仁)といいます。)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

Maximus合同会社

当社は、割当予定先であるMaximus、割当予定先の社員(以下、「割当予定先等」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

布山 高士

当社は、割当予定先である布山氏(以下、「割当予定先」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(所在地: 東京都港区西麻布三丁目19番13号 代表者:代表取締役 三平慎吾)(以下、「エースター」といいます。)に依頼 し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(55円)(2025年10月29日の終値)、行使価額(55円 2025年10月29日の終値と同額)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート(0.910%)、ボラティリティ(34.13%)、クレジット・コスト(21.83%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025年11月25日から2027年11月24日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を54円(1株当たり0.54円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金54円(1株当たり0.54円)といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値57.29円に対して3.99%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値59.16円に対して7.03%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値53.46円に対して2.88%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員3名全員(うち社外取締役である監査等委員の数:3名)からエースターは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がなく適法である旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する本新株予約権に係る潜在株式数は、170,000,000株(議決権数1,700,000個)となり、2025年9月30日現在の発行済株式総数170,042,851株(議決権数1,700,296個)に対して、本第三者割当により99.97%(議決権比率99.98%)の希薄化が生じます。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数170,000,000株を行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量346,939株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高1,671,293株の20.76%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを割当先より口頭にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により増加する本新株予約権に係る潜在株式数は、170,000,000株(議決権数1,700,000個)となり、当社の総議決権数1,700,296個(2025年9月30日現在)に占める割合が99.98%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
COSMO PRIME PTE. LTD	10 ANSON ROAD, #09-01, INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903	-	-	110,000,000	32.35%
MAXIMUS合同会社	大阪市中央区高麗橋一丁目7番7号	-	-	50,000,000	14.70%
アクセスアジア株 式会社	東京都品川区上大崎1丁目3-11	34,059,400	20.03%	34,059,400	10.02%
布山 高士	東京都品川区	500,000	-	10,500,000	3.09%
黄 俊利	東京都中央区	3,600,000	2.12%	3,600,000	1.06%
江川 源	東京都品川区	3,300,000	1.94%	3,300,000	0.97%
浅野 利広	山形県山形市	2,878,700	1.69%	2,878,700	0.85%
河田 敏秀	東京都文京区	2,564,000	1.51%	2,564,000	0.75%
中原証券株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-1	2,250,000	1.32%	2,250,000	0.66%
鶴田 亮司	東京都大田区	2,200,000	1.29%	2,200,000	0.65%
計		51,352,100	29.91%	221,352,100	65.17%

- (注) 1.2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当で交付される株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数の合計170,000,000株(議決権数1,700,000個)を加算して計算しておいます
 - 3.上記の割合は、所有議決権数の小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容
 - a . 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、事業資金、運転資金へ充当する予定であります。これらは早期にリアルエステート事業への依存度合を低減し、新たな収益基盤の確保による持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当以外の方法による資金調達手法のうち、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の具体的な使途 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由」のに記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社が本新株予約権の全て行使された場合により増加する本新株予約権に係る潜在株式数は、170,000,000株 (議決権数1,700,000個)となり、2025年9月30日現在の発行済株式総数170,042,851株(議決権数1,700,296個)に対して、本第三者割当により99.97%(議決権比率99.98%)の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社の暗号資産の取得、事業資金、運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券 上場規程第432条の規定に基づき、 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意 見の入手又は 当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない当社社外取締役であり監査等委員でもある藤本一郎氏(弁護士)及び当社と利害関係のない社外有識者である塩田大介氏(公認会計士・税理士)、香月太郎氏(CGPパートナーズ株式会社 チーフストラテジスト)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年10月30日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(意見の概要)

第1 意見の趣旨について

本第三者割当は、必要性及び相当性が認められる。

第2 意見の理由について

1 本第三者割当増資の必要性について

(1) 当社の現況について

- 現状の当社グループは、2025年9月期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高78億13百万円(前年同期比37.1%増加)、営業利益23百万円(前年同期比36.2%減少)、経常損失1億88百万円(前年同期経常利益14百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失2億23百万円(前年同期親会社株主に帰属する四半期純利益9百万円)となっている。
- 当社グループの対処すべき課題としては、 事業ポートフォリオの強化、 人材の確保と育成、 事業規模の拡大 の3点があげられている。
- 当社グループ全体の業績を見ると、売上高は78億13百万円(前年同期比37.1%増加)と前年同期比対比で増加しているが、営業利益は減少している状況にある(前年同期比36.2%減少)。これは、主力事業であるリアルエステート事業において、昨年度は粗利益率が非常に高い大型物件の売上計上があったのに対し、今年度は小規模の物件や仲介手数料の売上件数増により売上高としては増収となったものの、当初は売上総利益率を高める見込みだった大型不動産物件について、個別交渉で進めていた契約の締結が予定より遅れ、その結果、売上計上の時期が後ろ倒しとなり、売上総利益が当初計画より減少したものと分析されている。
- このように、リアルエステート事業 (特に、不動産の売買により売上・利益を上げることを主目的とするもの)においては、売上を予定する物件について顧客との交渉が想定通り進まない結果として、利益率が低下するリスクを内包しているものと分析されており、かかるリアルエステート事業のみに大きく依存する当社グループの経営体質は、業績面での安定性の欠如を招いており、このような経営体質からの脱却が当社グループ最大の経営課題であると認識されている。
- 当社グループの主力事業は株式会社NC MAX WORLDが主導するリアルエステート事業であるが、このリアルエステート事業の単一セグメントに大きく依存する当社グループの収益体質は我が国の景気や不動産市況に大きく左右される宿命にある。よって、そのリスクからの脱却のため、事業ポートフォリオの転換・全社的な構造改革を継続的に進める必要性から「第2の柱(新規事業)の創造及び育成」を進めてきた。
- 具体的には、当社グループにおいて、以下のトライアルに取り組んでいる。

クリーンエネルギー事業 (系統用蓄電所の運営事業)

リアルエステート事業(ホテル事業)

ホテル事業は、新規事業として位置付けているものの、当社の既存のセグメント区分においてはリアルエステート事業に含めて表示されている。

(2)本資金調達を実施する目的及び理由

- このような当社グループの現況において、本第三者割当は、これまで行ってきた各種トライアル通じて獲得した各種知見(運営ノウハウ等含む)の蓄積をもとに、第2、第3の柱となる事業候補を選別し、そこに資金を充当することにより、当社グループの将来にわたっての安定的な収益源としてさらに大きく育てることを目論むものと位置付けられている。
- 当社は、上記対処すべき課題のうち、 事業ポートフォリオの強化、 事業規模の拡大をさらに推進を図るべく新たな事業投資を行うことを想定しているが、持続的かつ強固な収益体質を構築していくためには、既存のリアルエステート事業においても不動産の仕入調達が必要であり、不動産に係る調達資金は定常的に必要としている状態にある。なお、当社グループは2025年9月期第3四半期においても現預金残高1,404百万円の現預金を保有しているが、うち1,310百万円はNC MAX WORLD 株式会社においてリアルエステート事業の土地等の仕入決済用資金の手元残高であり、既存の主力事業であるリアルエステート事業において優良な物件を発掘した際に機会ロスが生じることなく取得、売却できるよう継続的に一定残高(10億円以上20億円を目途に)を確保する方針であるため、かかる手元現預金を踏まえてもなお資金調達を要する状態にある。
- 併せて、新規に投資する事業の収益安定化まで時間を要することも踏まえ、グループにおける運転資金を確保する ことも見込んでいる。
- なかでも、このたび当社グループは、暗号資産の取得を予定している。当社は、新規事業領域への展開として暗号 資産事業への展開を想定しており、これにより、中長期的に資産価値の成長が期待でき、新規事業やデジタル資 産領域への理解・参入促進が可能であり、当社の資産運用力・先進性のアピールにつながるものと認識されている。
- 当社は、成長が著しいデジタル資産市場への理解を深め、将来的な事業機会を探る一環として暗号資産への投資を

有価証券届出書(組込方式)

行うことを予定している。暗号資産は、新しい資産クラスとして注目されており、市場の拡大が期待される分野であると認識されている。当社グループにおいては、投資対象は慎重に選定するものとし、信頼性の高い取引所や管理体制を通じて安全性を確保することを予定しており、ビットコイン(以下「BTC」)、イーサリアム(以下「ETH」)、USDC、UPCへの投資が予定されている。

(3)本資金調達にかかる資金の具体的な使途

本第三者割当による本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりである。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社及び子会社における事業資金(蓄電池事業への追加投資)	3,000	2025年11月~2027年11月
当社及び子会社における事業資金(ホテル事業への追加投資)	1,500	2025年11月~2027年11月
当社における暗号資産の取得資金	4,215	2025年11月~2027年11月
当社及び子会社における運転資金	500	2025年11月~2027年11月
合計	9,215	

(4) 当社の事業計画について

上記(3)の資金使途の結果として、当社が想定する事業計画について、

概ね以下のように当社から回答を得ている。

即ち、事業計画上においては、暗号資産をある程度の規模で購入することを前提として、

3年以内に当社目標であるROE率3 倍が達成される内容となっている。

今回の主要な資金使途である蓄電池事業、ホテル・宿泊事業のいずれについても、

一定の売上・利益の増加が見込まれており、暗号資産についても一定の運用益が見込まれている。 なお、暗号資産事業については、調査・検討段階であり、事業計画においては暗号資産事業による

売上・利益は見込まれていない。

(5)上記を踏まえた本第三者割当増資の必要性について

- 当委員会として検討した結果、本資金調達による調達する資金を運転資金に充当することは、運転資金が枯渇した場合に企業価値に重大な影響を与えることは明らかであり、確認された運転資金の内容についても特段不審な点は見受けられなかったことを踏まえれば、合理的な必要性が認められる。新規事業である蓄電池事業資金、ホテル事業(リアルエステート事業)資金として投資することについても、現在の当社グループの経営体質がリアルエステート事業に大きく依存していること、またホテル事業を除くリアルエステート事業の収益に一定の変動が見られること、いずれの新規事業も当社グループにおいて新規事業のトライアルとして既に取り組んでいる事業であり一定の実績を有すること等を踏まえれば、合理的な経営判断であると認められる。暗号資産取得資金に投資することについても、その性質上価値下落による一定のリスクを内包しているものではあるものの、かかるリスクを踏まえても、将来の成長性への一定の期待が見込まれると同時に、インフレヘッジや資産保全を目的とする財務強化にも資することを踏まえれば、合理的な経営判断と認められる。
- これらの点を踏まえれば、本資金調達による調達する資金を、「(3)本資金調達にかかる資金の具体的な使途」に充当し、一部運転資金に充当するとともに、残部を新規事業である蓄電池事業資金、ホテル事業(リアルエステート事業)資金、暗号資産取得資金の三点に投資することは、当社の企業価値の向上及び中長期的な業績の拡大に寄与し、当社の既存株主の利益に資することから、本資金調達を実施するとの経営判断には、合理的な必要性が認められる。

2 本第三者割当増資の相当性について

(1)資金調達手段の選択について

- 当委員会としても、当社の現状において金融機関からの借入や第三者割当を含む普通社債の発行により本資金調達と同等規模の資金調達は難しいと判断されたこと、第三者割当による増資(新株発行)についても既存株主の株式価値の即時希薄化を招くデメリットがあることに加え、各引受先が第三者割当による増資の方法が同意しておらずまた他に第三者割当の増資に賛同する引受候補先も確認されなかったことを踏まえれば、これらの手段による資金調達が現実的に困難であるとする当社の判断については合理的であるものと判断した。
- その上で、公募増資については資金調達の機動性の観点及び即時希薄化の観点から相当でないこと、転換社債型新株予約権付社債の発行については、株価の下落時においては、転換価額固定型の場合は転換が進まず当社の債務として財務基盤をそこなう可能性があり、一方、転換価額修正条項付の場合には希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されるために相当でないことが認められる。
- そして、新株予約権の発行については、これらのデメリットを解消できると考えられるのに対し、本スキームのように行使価額固定型新株予約権の発行の場合には行使が進まず必要に応じた機動的な資金調達が図れないデメリットがあるものの、当社によれば当社の現況における一定の手元流動性からするとかかるデメリットは享受可

有価証券届出書(組込方式)

能であるとのことであるから、新株予約権の発行の方法によることで既存株主の株式価値の即時の希薄化を回避することが可能であり、また行使価額と対象株式が固定化されており当社株式の希薄化についても一定の限定があることをも踏まえれば、当社の現況における資金調達の手段として、本第三者割当による新株予約権の発行を選択することが相当であると判断する。

(2)割当予定先の選定とその選定理由について

当社は、割当予定先として、COSMO PRIME PTE. LTD.、Maximus合同会社、布山高士氏の三者を選定している。

COSMO PRIME PTE. LTD.は、2024年1月頃から当社の財務状況から増資の検討を始めるにあたり、割当先を募集している旨を、前回第三者割当増資の引受先の1社である株式会社エム・クレドの代表取締役である笠間努氏に相談したところ、日本国内において投資業を運営する有限会社マリガンビーの代表取締役である黒丸氏の紹介を受け、その後2024年時点での増資の検討は一度中止したものの、今般再度本第三者割当の検討に至り、2025年7月上旬頃に黒丸氏に再度相談したところ、同人が複数の候補先に打診をしたところ興味を示したものとして、同人より当社代表取締役の田野大地がCOSMO PRIME PTE. LTD.のDirectorであるBIVEK ALE氏の紹介を受けたものである。Maximus合同会社も、同様に、2025年7月上旬頃に上記黒丸氏に相談したところ、同人より当社代表取締役の田野大地が、Maximus合同会社の山下卓宏氏の紹介を受けたものである。布山高士氏は当社連結子会社であるNC MAX WORLD株式会社の代表取締役社長である。

COSMO PRIME PTE. LTD.及びMaximus合同会社は、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切であり、当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮が可能で株式の流動性も十分にあるため当社の資金需要と取引手法が合致すると判断し選定したとのことである。布山高士氏については、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式について、長期保有を目的としていることから、割当予定先として適切と判断し選定したとのことである。

また、COSMO PRIME PTE. LTD.及びMaximus合同会社については、当社によって、現時点では必要な現金残高を有していないものの、本第三者割当の引受に係る払込みについてその全額を当該金銭消費貸借契約及び覚書に基づく資金によって払込を行うことを確認し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保する予定であることを確認されている。本新株予約権の行使資金については、本第三者割当による取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることが確認されている。布山高士氏については、当社により、本新株予約権の発行価額及び行使価額を上回る金額が確保されていること及び当該資金が自己資金であることが確認されている。

いずれの割当予定先についても、当社によると、株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことが割当先より口頭にて確認されており、かつ、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社に調査を依頼し、同社より該割当予定先の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の調査報告書を受領している。

以上の当社の割当予定先選定に関する説明に特に不自然な点は見当たらず、当委員会としても選定には合理性が認められるものと考える。

(3)発行条件の合理性について

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(所在地:東京都港区西麻布三丁目19番13号 11番28号 代表者:代表取締役 三平慎吾)(以下、「エースター」という。)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得したとのことである。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(55円)(2025年10月29日の終値)、行使価格(55円 2025年10月29日の終値と同額)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート9.2%)、ボラティリティ(34.13%)、クレジット・コスト(21.83%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025年11月25日から2027年11月24日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を54円(1株当たり0.54円)と算定したとのことである。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しているとのことである。

当委員会としても、エースターが当社及び割当予定先と継続的な取引関係がなく、一定程度独立した立場にあり、かつ、多くの上場企業の株式及び新株予約権等の算定について豊富な実績及び専門的知見を有していることを踏まえると、第三者算定機関にエースターを選定したことについて合理性が認められる。

更に、当委員会として、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、また、当該価格算定において、権利行使後の大規模な希薄化による株価下落(いわゆるダイリューション)の可能性が織り込まれていることや、本第三者割当において割当先に割り当てられる新株予約権に当社による本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額による任意取得条項が付されており割当先が得る利益は限定される可能性があること及びブロックトレード等の売却に関する制約の可能性があるなどの割当先にとって不利となる条件・前提についても考慮されていることを踏まえれば、公正価値の算定結果は、一定の合理性があると言えると判断した。

EDINET提出書類

株式会社fantasista(E00263)

有価証券届出書(組込方式)

この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金54円(1株当たり0.54円)としたとのことであり、本新株予約権の払込金額は、有利発行に該当するとは言えない。 以上より、本第三者割当増資による発行条件については、合理性があるといえるものと考えられる。

(4)既存株主への影響について

- 本第三者割当により増加する本新株予約権に係る潜在株式数は、170,000,000株(議決権数1,700,000個)となり、 本新株予約権が全て行使された場合、2025年9月30日現在の発行済株式総数170,042,851株(議決権数1,700,296個)に対して、本第三者割当により99.97%(議決権比率99,98%)の希薄化が生じることとなる。
- また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数170,000,000株を行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量346,939株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高1,671,293株の20.76%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがあるが、株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを割当先より口頭にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えられる。
- これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を 拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては 当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えている。従って、本新株予約権 による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断したとのことである。
- 以上の当社の説明について、当委員会としても特に不自然な点は認められない。
- 当委員会としても、合理的な資金需要のもと、必要と認められた範囲内の数量の新株予約権の発行及び希薄化に留まっているものと認める。

5 結論

以上の通り、本第三者割当増資の必要性、資金調達手段の選択の相当性、割当予定先の選定とその選定理由の相当性、発行条件の合理性が認められ、既存株主への影響を踏まえても本第三者割当増資を実施するとの経営判断は相当性を有すると認められることから、本第三者割当には、必要性及び相当性が認められるとの結論に至った。

以上

EDINET提出書類 株式会社 f a n t a s i s t a (E00263) 有価証券届出書(組込方式)

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期)及び半期報告書(第80期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年10月30日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について重要な変更はその他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現 在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)の提出日(2024年12月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年10月30日)までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年12月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年12月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 2024年12月24日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5 名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、田野 大地、齋藤 顕次、伏見 泰治、埴原 茂幸、木多 秀夫の5名であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)			決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5 名選任の件						
田野 大地	665,538	59,070	0		可決	89.661
齋藤 顕次	664,321	60,287	0) (注) 1	可決	89.448
伏見 泰治	666,671	57,937	0	(/王)	可決	89.764
道原 茂幸 	667,035	57,573	0		可決	89.813
木多 秀夫	661,772	62,836	0		可決	89.104

⁽注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2023年10月1日	2024年12月25日
	(第79期)	至 2024年9月30日	関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2024年10月1日	2025年 5 月14日
	(第80期中)	至 2025年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月25日

株式会社fantasista 取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員

公認会計士 山 中 康 之

代表社員 業務執行社員

公認会計士 吉澤将弘

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社fantasistaの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 fantasista及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「リアルエステート事業」における収益認識の検討

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

売上高は、会社グループの重要な経営指標の一つである。また、連結財務諸表注記(収益認識関係)に記載のとおり、報告セグメント「リアルエステート事業」は、会社グループの事業の中核を成し、その顧客との契約から生じる収益は、連結売上高の約95%を占め、業績に与える影響も大きく、金額的にも質的にも重要性が極めて高い。

これらのことから、「リアルエステート事業」における収益認識の検討は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

- 当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、主に以下の監査上の対応を図った。
- ・関連する内部統制を検討した。
- ・収益の計上基準に従い、収益が適切に認識されているか否か、年間通じ、一定金額以上の収益認識について、契約関係証憑・引渡関係証憑等を検討し、顧客との契約条件を吟味の上、販売代金の回収状況を確認して、収益認識の妥当性を検討した。
- ・大口売上については取引確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社fantasistaの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

有価証券届出書(組込方式)

当監査法人は、株式会社fantasistaが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制が有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

株式会社fantasista 取締役会 御中

> 監査法人アリア 東京都港区

> > 代表社員 業務執行社員 公認会計士 山中康之

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉澤将弘

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社fantasistaの2023年10月1日から2024年9月30日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 fantasistaの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年 5 月14日

株式会社fantasista 取締役会 御中

> 監 査 法 人 ア リ ア 東 京 都 港 区

代表社員 公認会計士 山中 康之 業務執行社員

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉澤 将弘

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 fantasistaの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社fantasista及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか 結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監 査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監 査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。